

埼玉県南部地域保健医療協議会在宅医療部会について

1 設置目的

南部保健医療圏における在宅医療の推進を図ることを目的とする。

2 設置年度

令和 4 年度

3 設置根拠

埼玉県南部地域保健医療協議会設置要綱による「専門部会」として設置されたもの。

(参考 埼玉県南部地域保健医療協議会設置要綱)

第2条 協議会の所掌事項は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 計画の試案の作成及び推進に関すること
- (2) 関係団体の協力の確保に関すること
- (3) その他南部保健医療圏内の実情に応じ必要な事項

(中略)

第4 専門部会に関すること

(専門部会)

第14条 協議会は、第2条各号に掲げる所掌事務に関し、特定の事項を検討するため、専門部会を設置することができる。

2 専門部会の委員は、協議会又は埼玉県南部地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）の一部の委員をもってこれに充てる。なお、特に必要がある場合は、協議会の承認により、協議会又は調整会議の委員以外の者をもって専門部会の委員に加えることができる。

(以下略)

4 主な事業

(1) 埼玉県南部地域保健医療協議会在宅医療部会の開催

毎年度1回（5月）

主な内容

- ア 各機関における在宅医療の取組について（報告・意見交換）
- イ 在宅医療部会の取組事業について

(2) 在宅医療部会の取組事業の実施

- ・在宅医療研修会（多職種連携の会）
- ・在宅医療講演会（市民向け講演会）

5 委員構成

医師会・歯科医師会・薬剤師会の代表者、医療機関、訪問看護ステーション、圏域内市の介護福祉部門の長、保健所長等 23 名